

仙台市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進補助金交付要綱

(令和3年4月27日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市域における温室効果ガス排出削減を推進することを目的とし、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）の普及を促進するため、住宅に省エネルギー及び再生可能エネルギー機器等を導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。

二 『ZEH』

国が策定した「ZEHロードマップ」における「ZEHの定義」のうち、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅をいう。

三 国ZEH補助金

国がZEH普及促進を目的に実施する補助金をいう。

四 BELS

「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年国土交通省告示第489号)」に基づく第三者認証の一つである「建築物省エネルギー性能表示制度」をいう。

五 補助事業者

第13条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。

六 補助事業

第13条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅は、以下のいずれかにより、『ZEH』を満たすことを証明できる市内の戸建住宅（以下、「補助対象住宅」という。）とする。

一 国ZEH補助金を受けること

二 BELSにおいて、『ZEH』の評価・認証を受けること

(補助金の交付対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、市内に居住の用に供する予定のある補助対象住宅を新築する、又は建売住宅供給者等から購入しようとする個人であって次の要件を満

たす者とする。

- 一 補助対象住宅に居住する予定のあること
- 二 本市の市税を滞納していないこと
- 三 暴力団等と関係を有していないこと
- 四 同一年度内において本要綱による申請を行っていないこと

(市税の滞納がないことの確認方法)

第5条 第4条第2号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第6条 第4条第2号に規定する市税とは、個人の市民税(地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、固定資産税、軽自動車税(種別割)及び都市計画税とする。

(補助対象事業)

第7条 補助の対象となる事業は、市内に補助対象住宅を新築又は新築建売の購入により取得する事業とする。

(補助対象設備)

第8条 補助の対象となる設備は、補助対象事業の実施に必要な設備のうち、別表1に掲げるものであって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、別表1に掲げるいずれかの設備について仙台市が実施する他の補助金の交付決定を受けている場合、別表1に掲げる全ての設備について本補助金の支給を受けることができない。

- 一 国ZEH補助金における補助対象設備の要件を満たすこと
- 二 未使用であること
- 三 リース品でないこと
- 四 発電した電力の一部又は全部を自家消費すること

(補助対象経費)

第9条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象設備の購入及び工事に要する費用から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。ただし、国又は宮城県その他団体から補助金を交付される場合は当該補助金相当額を控除した額とする。

(補助金の額)

第10条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に5分の1を乗じ千円未満を切り捨てた額(20万円を上限)とする。

(交付の申し込み)

- 第11条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という）は、補助対象住宅の引渡し前に、別に定める期間内に、補助金申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- 2 提出された申込の申請額の合計が予算額を越えた時は、申込期間内に申込書を提出した全ての申込者を対象として抽選を実施し、補助金の申請を行うことができる者（以下「当選者」という）を決定するものとする。
- 3 申込者すべてに対し補助金の交付が可能な時は、抽選を行わず、すべての申込者を当選者とする。

(交付の申請)

- 第12条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、当選者が、補助金交付申請書（様式第2号）に別表2に定める関係書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

(交付の決定等)

- 第13条 市長は、申請を受理してから14日以内（仙台市の休日を定める条例（仙台市条例第61号）に規定する休日を除く。）に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、交付の決定については補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不交付の決定については補助金不交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(手続代行者)

- 第14条 この要綱による補助を受けて補助対象事業を実施しようとする者は、この要綱に定める申請手続きについて、補助対象住宅を建築又は販売する者（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの申請手続きの代行を依頼することができる。
- 2 手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。また、この手続きの代行を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他関係法令に従って取り扱うものとする。
- 3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができる。

(交付の条件)

- 第15条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助事業の内容の変更であって、交付決定を受けた補助金の額及び補助対象設備の種類に変更を生じないものとする。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による変更の申請は、補助金変更承認申請書（様式第5号）により行うものとする。ただし、交付決定を受けた補助金の額を増額することはできない。
- 3 規則第5条第1項第2号の規定による中止又は廃止の申請は、補助金中止（廃止）承認申請書（様式第6号）により行うものとする。
- 4 前2項の申請に対する承認は、補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により

行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

5 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第16条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに補助金交付申請取下書(様式第8号)により行うものとする。

(実績報告)

第17条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した補助金実績報告書(様式第9号)に別表3に定める書類を添えて、補助事業を実施する年度の1月31日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定等)

第18条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、補助金交付額確定通知書(様式第10号)により行うものとする。

(是正のための措置)

第19条 市長は、第17条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第20条 市長は、第18条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、第18条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、補助金交付請求書(様式第11号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の報告)

第21条 補助事業者は、補助金の交付を受けた補助対象設備について、本補助金の交付後に国又は宮城県その他団体から補助金の交付を受けた場合、当該補助金の額がわかる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第22条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
 - 二 補助金を他の用途に使用したとき
 - 三 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
 - 四 補助金の交付を受けた補助対象設備について、本補助金の交付後に国又は宮城県その他団体から補助金の交付を受けたことにより、補助対象経費の合計額に5分の1を乗じ千円未満を切り捨てた額が本補助金の額を下回ったとき
 - 五 補助事業を実施する年度の1月31日までに補助金実績報告書の提出がなかったとき
- 2 前項の取消しを行ったときは、補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第23条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

（財産の処分の制限等）

- 第24条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 補助事業者は、規則第20条第1項に規定する財産の処分をしようとするときは、あらかじめ補助金財産処分承認申請書（様式第13号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。
- 4 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（立入検査等）

- 第25条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。
- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（書類の整備等）

- 第26条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保存しておかななければならない。

(協力)

第27条 市長は、補助事業者に対し、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査等について協力を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の調査について、市長から協力を要請された場合は、これに応じるよう努めなければならない。

(委任)

第28条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月27日から実施する。

附則（令和3年5月25日改正）

この改正は、令和3年5月25日から実施する。

附則（令和4年3月30日改正）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

別表1 補助対象設備（第8条関係）

| | |
|--------------------|-----------------|
| 補助対象経費に含めることが必須の設備 | 太陽光発電システム |
| 補助対象経費に含めることが任意の設備 | 空調設備 |
| | 給湯設備 |
| | 換気設備 |
| | 照明設備 |
| | 蓄電システム |
| | エネルギー計測装置（HEMS） |

別表2 補助金交付申請書に添付する書類（第12条関係）

| | 書類名 | 備考 |
|---|----------------------|---|
| ① | 補助対象設備仕様書 | ・様式第2号別紙1（1） |
| ② | 補助対象経費内訳表 | ・様式第2号別紙1（2） |
| ③ | 『Z E H』を満たすことを証明する資料 | 下記のいずれか ・国Z E H補助金の交付決定通知書の写し、交付申請書及び計画書等の写し ・B E L S評価書の写し |
| ④ | 工事請負契約書等の写し | ・申請者の氏名、住所、工事場所、押印等を確認できること |
| ⑤ | 見積書等の写し | ・補助対象設備の本体・部材費用及び一体不可分工事費用がわかるもの |
| ⑥ | 市税の滞納がないことの証明書 | ・交付日が交付申請書の提出前30日以内のもの ・市税納付状況確認に同意した場合は不要 |
| ⑦ | その他市長が必要と認める書類 | |

別表3 実績報告書に添付する書類（第17条関係）

| | 書類名 | 備考 |
|---|-------------------------------|---|
| ① | 補助対象設備報告書 | ・様式第9号別紙1（1） |
| ② | 補助対象経費実績内訳表 | ・様式第9号別紙1（2） |
| ③ | 補助対象住宅引渡証明書 | ・様式第9号別紙2 ・住宅の引渡日が確認できる書類 |
| ④ | 補助対象設備の写真 | ・様式第9号別紙3 ・全ての補助対象設備を撮影したカラー写真 |
| ⑤ | 領収書等の写し | ・申請者の氏名及び補助対象設備の設置費用を負担したことがわかるもの |
| ⑥ | 補助対象設備の保証書等の写し | ・新品を設置したことがわかるもの |
| ⑦ | 住民票 | ・申請者本人の原本 ・補助対象住宅に居住していることがわかるもの |
| ⑧ | 国ZEH補助金の額の確定通知の写し又はBELS評価書の写し | ・国ZEH補助金の交付決定通知書を提出した場合のみ（申請時に提出した場合は不要） |
| ⑨ | 他の補助金の額がわかる書類の写し | ・他の補助金を受給する場合のみ ・補助金交付申請書、交付決定通知書等の写し（申請時に提出しているものは不要） |
| ⑩ | その他市長が必要と認める書類 | |